
Q33 被疑者が逮捕された後、勾留決定される前において弁護人はどのような不服申立
手続をすることができるか。

Q34 勾留決定された後、弁護人は被疑者を身体拘束から完全に解放するためにどのよ
うな手段を取ることができるか。

Q35 準抗告とはどのような手段か。

Q36 勾留取消しとはどのような手段か。

Q37 勾留決定された後、弁護人は被疑者の身体拘束を一時的に解放するためにはどの
ような手段を取ることができるか。

Q38 勾留されていた被疑者が公訴を提起された場合、身体拘束はどうなるか。

Q39 起訴された後に、被告人の身体拘束を開放する手段は何か。

Q40 保釈には2種類あるが何か。

A 逮捕後、勾留決定前の不服申立手続は存在しない。【基礎 I P125～126】

A ①準抗告（429条1項2号）と②勾留取消し（207条1項・87条）という2つの手
段を取ることができる。【基礎 I P127】

A 勾留の裁判そのものの適法性を争う手段である。【基礎 I P127】

A 勾留後に事情が変化したことを根拠に、勾留の理由や必要性がなくなると主張す
る手段である。【基礎 I P127】

A 勾留の執行停止の申立てである（207条1項・95条）。【基礎 I P128】

A 起訴と同時に自動的に被告人勾留に切り替わる。【基礎 I P174】

A 保釈である。【実務 P151, 基礎 I P175】

A 権利保釈（89条）と裁量保釈（90条）である。【実務 P151, 基礎 I P176】
